

第4回 ふるさと納税研究会 議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年7月31日（火）17:00～19:10
- 場 所：総務省5階 第4特別会議室
- 出席者：島田座長、跡田委員、小田切委員、佐藤委員、千葉委員、長谷川委員、
水野委員
河野自治税務局長、高橋大臣官房審議官、佐藤財政課長、滝本企画課長、
林崎市町村税課長

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 個別の論点・課題等の整理
- (3) その他

【配布資料】

- 「ふるさと納税」に関する主な論点・課題等
- 受益と負担の関係について
- 課税権に関する課題について
- 納付先を任意に選べる仕組みについて
- 住民間の公平性について
- 税制としての構成について（税か寄附か）
- 寄附による対応の場合の税制としての構成について（所得控除か税額控除か）

西川委員提出資料

五県知事知事会提出資料

【事務局説明】

- 事務局から配布資料に基づき説明。

【租税の基本的考え方との関係全般について】

- 地方税法に、「ふるさと納税」の仕組みを定めても、反対する大都市の自治体が、条例を定めないということもあり得るのではないか。

- 地方団体が「ふるさと納税」の仕組みを条例に定めない場合には、そのことにより、不利益を被る住民が出てくる。法的にはその住民が訴えを起こすことにより、解決される問題ではないか。
- 税と寄附では、税法上の整理の仕方は全く異なる。寄附であれば「受益と負担の関係」は直接には問題とならない。税であれば、「納税」を受ける地方団体に課税権を認める必要があるが、そのような仕組みは「ふるさと納税」に関しては、かなり無理がある。
- 税そのものの仕組みについて「納税者主権」があるというのはおかしい。どこに納税するか決められるという意味では「納税者主権」とは言わないのではないか。
- 租税は、国や地方団体が強制的に金銭給付を求める権利であり、法定の要件で成立する。納税者の意思に基づくという要素は、本質的に租税にはなく、財政的援助に関する選択という構成ではないか。

【ライフ・サイクル税制論について】

- 地方で義務教育等の受益を受けた者が都会に出てしまい、地方で納税しない、ということがライフ・サイクル税制論の問題意識だが、松沢神奈川県知事からは「都会に出た者が高齢者となれば、都会で多くの受益がある」との指摘もある。
- 団塊の世代が大量に都会に流入したことなどを考えると、一考には値する。マクロで世代間の受益と負担の関係を分析した研究はあるが、トータルの受益は若い世代の方が少なくなる。このように見ると、論拠としては強くない。
- 対象となる「ふるさと」は定義せず、余暇活動を行う場所など未来志向の「ふるさと」まで含める方向であることから、ライフ・サイクル税制論の考え方は弱くなってきている。
- ライフ・サイクル税制論をあまり持ち出すと、東京生まれ、東京育ちの人は、「ふるさと納税」は関係ないとなってしまう。
- 社会認識としてはあっていいが、「納税を受ける」団体にその納税者に対する課税権を認めるという意味での厳密な「ふるさと納税」の法的論拠としては耐え得ないと思う。

【住民間の公平性について】

- 寄附をした納税者は、その分税負担が減るため、受益は同じなのに、不公平と言われかねない。その点を一般向けにどう説明していくかが難しいのではないか。
- 税負担の減が、1割程度ならよさそうだが、5割だと厳しいか。
- 寄附金を税額控除するという制度を作るとすれば、それは租税特別措置ということになる。住民間の税負担の差異がどこまで認められるかは難しいが、租税特別措置についての理論で

は、①政策目的の合理性、②措置の有効性、③①②と比較した公平性の侵害の程度、で判断する。地方財政やふるさとについて、多くの国民の関心を喚起するという目的、及び、そのために寄附金の全部又は一部を税額控除するという手段は不合理とは言えないので、そのような目的・手段との関連で公平性を判断するべきである。

- 受益は課税の根拠であって、現実には受益に応じて課税されているわけではなく、所得に応じて課税されている。政策目的のため、所得が同じでも負担が異なることはあり得る。
- 自治体に対する貢献の公平性の議論と考えれば、「ふるさと納税」しない人も1割は自治体に対する貢献として地元にも納めていると考えられ、負担は変わらない。受益と負担の問題ではないのではないか。

【税制としての構成について】

- 「ふるさと納税」を税として構成することは難しい。寄附とそれに対する税額控除という制度で同じ目的を実現するにしても課題があるので整理が必要。
- 納税者の志が必要と考えれば、寄附金に対する持ち出しはある程度必要。それが住所地から税が無条件に流出することに対する歯止めにもなる。
- 所得税を対象から除くのであれば、地方団体はかなり不満。所得税からも控除すべき。
- 所得税の寄附金控除が変わらない限り、地方団体への寄附については、所得税からは所得控除が受けられる。
- 所得税も個人住民税も税額控除にできればよいが、まずは、「ふるさと納税」の趣旨からも個人住民税で税額控除の導入を図るのが、適当ではないか。
- 寄附者の住所地の税が減るのであれば、東京は反対、都民の中にも反対する人が必ず出る。所得税からも控除すればよいが、個人住民税だけで行おうとすれば、地方団体間の対立が起きる。逆に、国から地方に財源を回す趣旨で、所得税からの税額控除の方が説明がつく。
- 地方団体間で、個人住民税により控除することについては、寄附を受ける場合もあるという相互性で説明するのだろう。
- 個人住民税あるいは所得税のどちらかに限定して仕組むのは論拠がないのではないか。
- 個人住民税と所得税を同じ制度としなければならないという理由もない。
- 国と地方の間の税収の問題には巻き込まれずに、別に論じるべき問題。また、「ふるさと納税」には、税収の地域間格差問題に対処するまでの規模はない。

【寄附金に対するインセンティブについて】

- 多くの人が寄附を行うようにするためには、インセンティブが必要。納税者にインセンテ

ィブをどう与えるかが重要。

- 寄附に対する持ち出しがあまり多いと誰も制度を使わないおそれがある。対象者を増やす仕組みが必要。
- 寄附は、本来自分の懐から出るものであり、10万円のうち2万円戻るというのも優遇である。寄附をしても税と合わせた負担がトータルで変わらないというのは最大の優遇措置。そこまでしか優遇はあり得ない。
- 例えば、寄附金額のうち、最初の一定部分を税額控除とし、残りを所得控除とすれば、税負担の減少の上限は現行制度とトータルでは変わらないが、最初の方の税負担減少の効果が大きく、それだけ大きなインセンティブを与える制度を作ることができる。
- 「ふるさと」や地域の発展がインセンティブになる。寄附金の使い途をレポートとして送ることでも大分違ってくる。

【その他】

- 都市生活者の中には、田舎は豊か、都市は貧しいという認識もある。これ以上、地方・田舎を優遇し、財源を回す必要があるのか、という理屈も出てきかねず、難しい面がある。
- 今までは、地方に対して、悪い印象があり、バッシングもあった。「ふるさと納税」の議論が出てきてから風向きが変わり、ふるさとを応援しようという合意形成ができつつある感じがする。
- 都市生活者に対しては、個々の納税者が、ふるさとに貢献できる「道を開く」制度を作るに止まり、「選択するかどうかは納税者の判断次第」という説明をするか。

【今後の予定】

今回は、8月7日（火）17：00～19：00。場所等は追って連絡。

（以上）